

JIS

住宅用分電盤

JIS C 8328 : 2019

(JEWA/JSA)

令和元年 10 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 53.11.1 改正：令和元.10.21

官 報 掲 載 日：令和元.10.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本配線システム工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 標準使用状態	4
5 分類	4
6 定格及び分岐回路数	4
7 性能	5
7.1 温度上昇	5
7.2 絶縁抵抗	5
7.3 耐電圧	5
7.4 耐熱性	6
7.5 カバーの保持力	6
7.6 キャビネットの機械的強度	6
7.7 端子部の強度	6
7.8 耐燃性	6
7.9 ドアの開閉性能	6
8 構造、寸法及び材料	6
8.1 構造一般	6
8.2 主開閉器及び分岐開閉器	6
8.3 電流制限器取付部	7
8.4 母線及び分岐線	7
8.5 導電体接続部	9
8.6 配線接続端子	9
8.7 充電部への接触防止	9
8.8 絶縁距離	10
8.9 接地端子	10
8.10 接地分岐線端子	10
8.11 開閉操作部	10
8.12 絶縁抵抗測定のための措置	11
8.13 金属製キャビネット	11
8.14 合成樹脂製キャビネット	11
8.15 中底	11
8.16 金属製底板	11
8.17 ガター	12
8.18 配線孔	14

	ページ
8.19 分岐回路の表示	14
8.20 200 V 回路の表示	14
8.21 材料	14
9 試験方法	14
9.1 試験場所	14
9.2 構造試験	14
9.3 温度上昇試験	14
9.4 絶縁抵抗試験	16
9.5 耐電圧試験	17
9.6 耐熱試験	17
9.7 カバー保持力試験	17
9.8 キャビネットの強度試験	18
9.9 端子部強度試験	18
9.10 キャビネットの耐燃性試験	18
9.11 ドアの開閉試験	19
10 検査	19
10.1 形式検査	19
10.2 受渡検査	19
11 製品の呼称	19
12 表示	19
附属書 A (規定) 温度上昇試験方法	20
解 説	22

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8328:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

白 紙

住宅用分電盤

Low voltage panelboards for household use

1 適用範囲

この規格は、交流 50 Hz 又は 60 Hz の単相 2 線式 100 V 又は単相 3 線式 100/200 V の電路において、主に住宅などの引込口装置として用いる住宅用分電盤（以下、住宅盤という。）で、定格電流が 150 A 以下のものについて規定する。

この規格は、住宅のほかに店舗、事務所などにも適用する。

この規格は、防水形、防爆形などの特殊構造のものには適用しない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3307 600 V ビニル絶縁電線（IV）

JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線

JIS C 3317 600 V 二種ビニル絶縁電線（HIV）

JIS C 3605 600 V ポリエチレンケーブル

JIS C 3612 600 V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線

JIS C 8201-2-1 低圧開閉装置及び制御装置－第 2-1 部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）

JIS C 8201-2-2 低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

JIS C 8211 住宅及び類似設備用配線用遮断器

JIS C 8222 住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き（RCBOs）

JIS C 8306 配線器具の試験方法

JIS C 8480 キャビネット形分電盤

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS C 8480** の箇条 3（用語及び定義）によるほか、次による。

3.1

住宅用分電盤

キャビネットの内部に主開閉器、分岐開閉器、漏電遮断器など（以下、内部機器という。）の全部又は一部を集めて組み込んだもの。電流制限器の設置場所（以下、L スペースという。）を設けたものと設けないものがある。